

自然再生推進法について

自然再生推進法の概要

平成14年12月 議員立法により「自然再生推進法」が成立

- 環境省、農林水産省、国土交通省の3省共管法
- 目的は、自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること。
- 自然再生を進める上での理念や手続きを規定したもので、自然再生事業を地域主導のボトムアップで進める新たな事業として位置づけ
- 生態系、河川、農村景観など様々な専門家による自然再生専門家会議を組織し、協議会への助言を実施

自然再生事業の4つの視点

1. 生物多様性確保を通じた自然との共生
2. 地域の多様な主体の参加
3. 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組
4. 残された自然の保全の優先と自然生態系の劣化の要因の除去

自然再生とは

過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全し、再生し、創出し、またはその状態を維持管理すること。
(自然再生推進法第2条)

※自然再生を目的として実施される自然再生事業は、開発行為等に伴い損なわれる環境と同種のものでその近くに創出する代償措置としてではない。



保全	良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持すること。
再生	自然環境が損なわれた地域や二次的自然環境が劣化した地域において、自然環境を取り戻すこと。
創出	都市など自然環境が失われた地域において緑の空間の造成などにより地域の自然環境を取り戻すこと。
維持管理	再生された自然環境を維持するために必要な管理を行うこと。

河川、湿原、干潟・藻場、里地里山、森林その他自然環境を対象

自然再生事業の流れ

自然再生基本方針

- 自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針
→ 政府が策定（おおむね5年毎に見直し）

地域の取組

- 地域において**実施者**（NPO、民間団体、地方自治体、国等）の発意により**自然再生協議会**を組織化。

自然再生協議会の取組

- 自然再生全体構想を策定し、**事業実施計画案**について協議。

事業実施計画の策定/公表

自然再生事業の実施

結果を適宜事業に反映。

モニタリングの実施

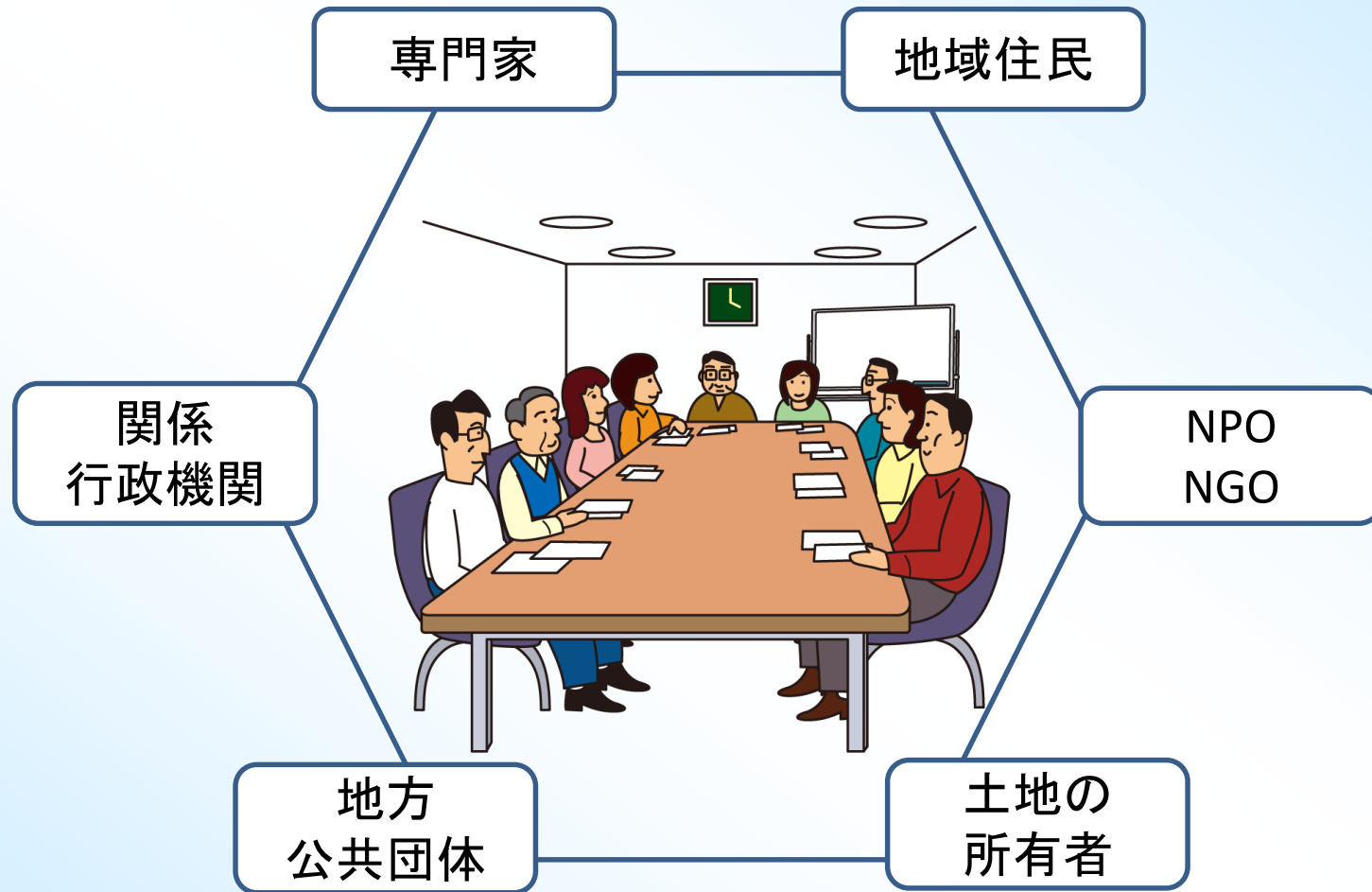
送付 助言

主務大臣および都道府県知事

聴取 意見

自然再生専門家会議

自然再生協議会の組織化



- 実施者が地域の自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に、広く参加を呼びかけ。
- 関係行政機関や関係地方公共団体は協議会に必ず参加し、自然再生の推進に努める。
- 科学的な知見に基づく協議のため、専門的知識を有する者の参加の確保が重要。
- 協議会は、原則公開で実施。

自然再生事業の進め方の特徴①



■ 多様な主体の参加と連携

初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。



■ 科学的知見に基づく実施

自然環境が損なわれた原因の全体像を社会経済活動等との関係を含めて科学的に明らかにすることが重要です。

また、自然再生の目標や目標達成に必要な方法を定め、実行し、それを検証することが重要です。

自然再生事業の進め方の特徴②



■ 順応的な実施

事業を実施することによって対象区域の自然がどう変化していくかをモニタリングします。

その結果を科学的に評価し、全体構想や実施計画が適切でない場合は見直すなど、実情に沿った柔軟に進めることが重要です。



■ 自然環境学習との連携

自然再生の対象となる区域を学校・地域などの自然環境学習に積極的に活用・提供することが大切です。

また、大学等において環境教育の研究と人材育成を行う場となり得るため、このことを認識し、連携することも大切です。

自然再生事業の進め方の特徴③



■ 地域の産業との連携

農林漁業など地域の産業との連携や、エコツーリズムなど自然資源を活かした観光の促進などにより地域と連携することが重要です。

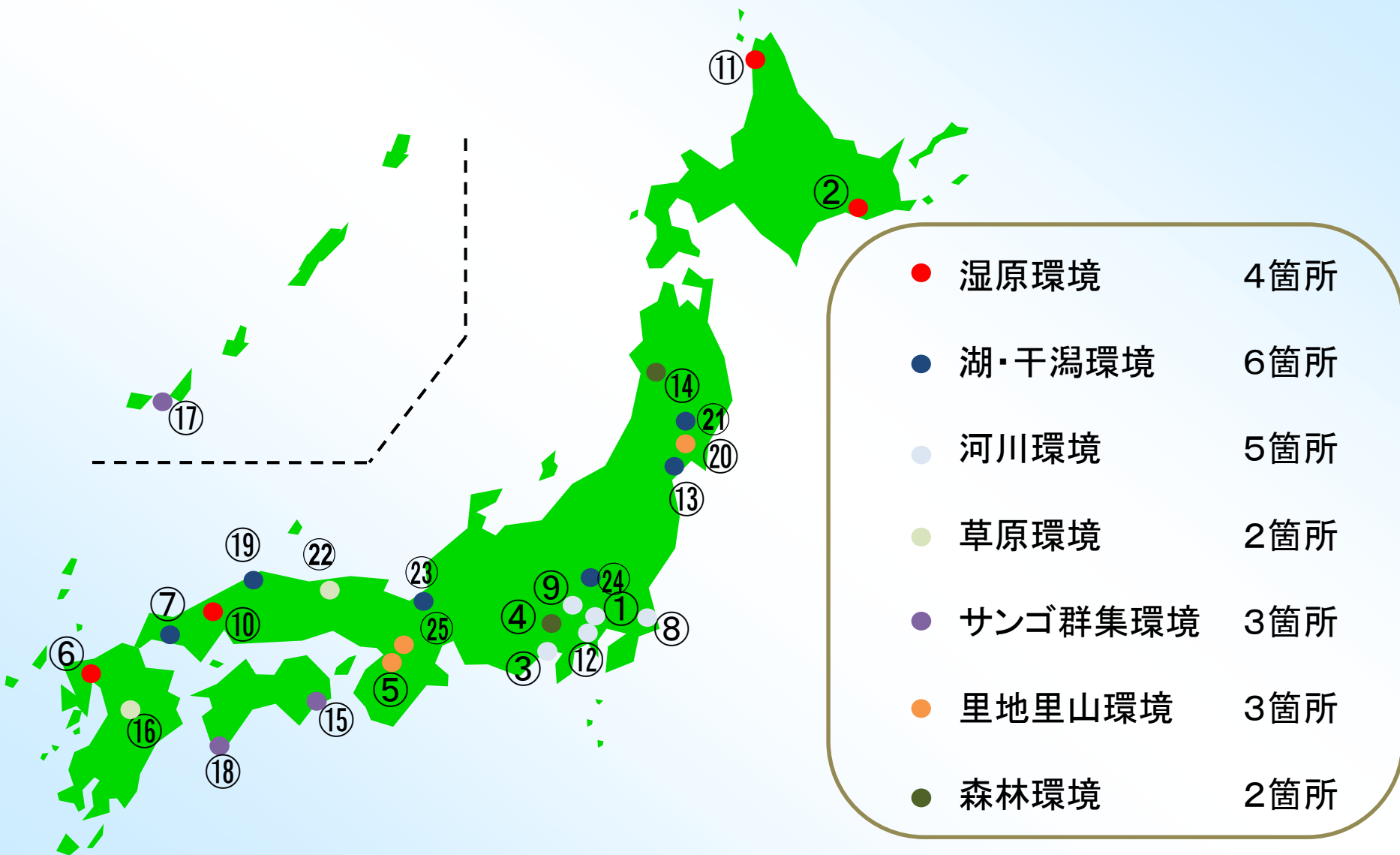
また、企業にとっては、社会貢献活動の効果的な情報発信につながるものなので、積極的に情報交換を行い、連携を図ることが重要です。



■ 希少種の保全、外来種対策

自然再生の取組は、絶滅危惧種の生息地確保や外来種対策につながることもあり、国や地方公共団体等が提供する各種情報を参考としながら行うことが重要です。

自然再生推進法に基づき設置された協議会



全国で25箇所の自然再生協議会が設置されている。